

寒川町指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 2 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 5 号

寒川町指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

寒川町指定管理者選定委員会規則(平成 28 年寒川町規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

第 9 条中「企画政策部」を「企画部」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

会議内容		委員
条例第12条第1項 第1号の規定による 審査	審査の対象を条例第2条の規定により公募した場合	第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長、企画部長、総務部長及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長
	審査の対象を条例第5条第1項の規定により公募しなかった場合	第2条第2項に掲げる町職員
条例第12条第1項 第2号の規定による 調査審議	指定管理者の管理の状況に関する事項	第2条第1項各号の学識経験者及び同条第2項に掲げる町職員
	上記以外の事項	第2条第2項に掲げる町職員

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。